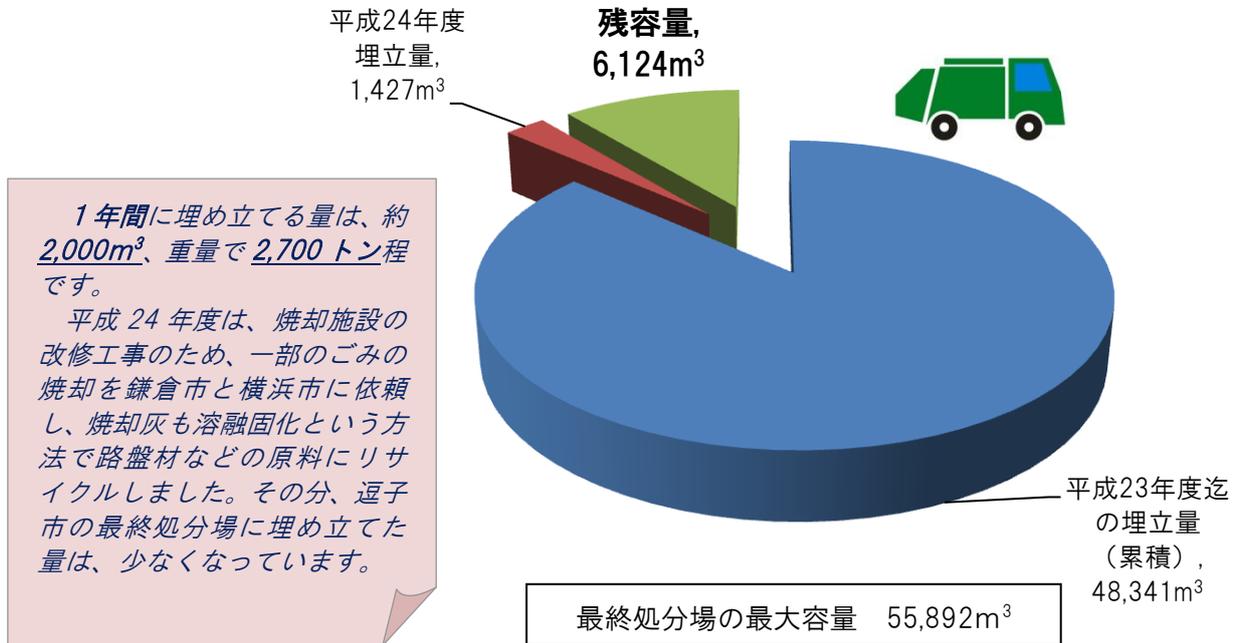


# 逗子市のごみ処理の課題

## 1 最終処分場（埋め立て場）の容量が限界に近付いています。

ごみは、燃やしても無くなりません。可燃ごみを焼却施設で燃やして出た焼却灰は、最終処分場に埋め立てています。また、不燃ごみも細かく砕いた後、大部分を埋め立てています。



## 2 ごみ処理に新たなコストが必要になります。

最終処分場が一杯になった場合、これまでのように焼却灰や不燃ごみの残さを埋め立てることができなくなります。その場合、自区外に搬出して処分することになり、新たな経費が必要になります。以下に一例を挙げてみます。

### (1) 焼却灰の溶融固化による資源化

「溶融固化」という方法で、焼却灰を土木資材（セメント混入材等）に資源化する業務を委託した場合、新たに必要となる経費は、次のように試算されます。

$$1 \text{ 年間に発生する焼却灰 } \underline{2,400 \text{ トン}} \times \text{ 単価 } \underline{5 \text{ 万円/トン}} \\ = \underline{1 \text{ 億 } 2,000 \text{ 万円}}$$

### (2) 陶磁器・ガラスくずの資源化

陶磁器・ガラスくずを細かく砕いて角をとり、砂粒状に加工して路床等の材料にする業務を委託した場合、新たに必要となる経費は、次のように試算されます。

$$1 \text{ 年間に発生する陶磁器・ガラスくず } \underline{300 \text{ トン}} \times \text{ 単価 } \underline{2.8 \text{ 万円/トン}} \\ = \underline{840 \text{ 万円}}$$

一方、逗子市の予算総額は、約180億円（平成23年度一般会計決算より）  
これ以上の財政負担を増やさないためにも、環境負荷を低減するためにも、  
ごみの減量化が急務となっています。



# ゼロ・ウェイスト社会への挑戦

## 3 埋め立てるごみを減らすために。

ウェイストとは、英語で廃棄物・むだ等を意味します。

「ゼロ・ウェイスト」とは、徹底したごみの減量化、資源化を目指すとともに、ごみの発生そのものを抑制して持続ある社会を実現しようとする考え方です。

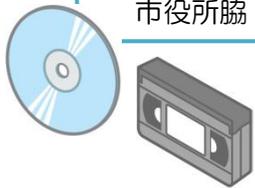
まずは、すぐに不用となるものは「買わない、もらわない」こと（Reduce）が大切ですが、不用となってしまったものも再使用、資源化しましょう。（Reuse・Recycle）

### 1 不燃物ほか（燃やすごみの1.5割）

CD・ビデオテープ等は、拠点回収BOXへ。プラスチック製のおもちゃ等は、リユースの場（エコ広場等）もご利用ください。

#### ■拠点回収BOX設置場所

市役所脇・各公民館・ヨークマート等

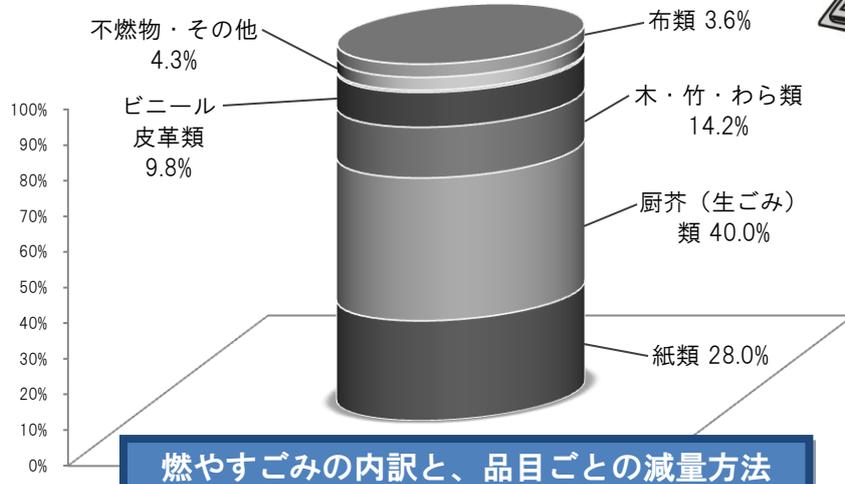
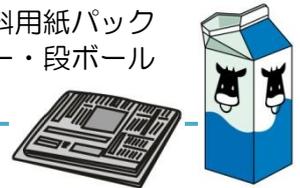


### 2 紙・布類（燃やすごみの3割）

きっちり分別して資源回収に出しましょう。

#### ■回収品目

（紙類）新聞・雑誌・飲料用紙パック  
ミックスペーパー・段ボール  
（布類）衣類・タオル等



### 3 厨芥（生ごみ）類（燃やすごみの4割）

生ごみ処理容器で自家処理を推進しましょう。生ごみ処理容器等の購入にあたって、助成金を交付しています。



### 4 木・竹・わら類（燃やすごみの1.5割）

庭木の剪定などで出た枝類は、ウッドチップにして散布することで、雑草の繁茂・ぬかるみの防止に役立ちます。

剪定枝粉碎機の貸出も行っています。



## 4 市役所での取り組み

市役所でも、職員が率先してごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

全ての事務事業が環境に配慮しながら実施されるよう、環境マネジメントシステムを実施し、所管ごとに目標を定めて事業に取り組んでいます。職員一人ひとりがごみの分別を徹底し、市の施設から出るごみを減らすとともに、コピーペーパー等のリサイクルを推進しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理するよう定められていることから、市役所の事業に伴う廃棄物の分別を徹底し、排出抑制を図るとともに適正処理に努め、逗子市の最終処分場への負荷を低減しています。また、民間の事業系ごみについても、各事業者が適正に処理するよう、指導を強化しています。

今後は、家庭ごみについても、排出量に応じて公平な負担となるよう、指定袋でごみを排出していただくことで、ごみの減量化を促進する予定です。

問い合わせ： 環境マネジメントシステムについては、環境管理課へ（046-873-1111 代表）  
廃棄物の減量化・資源化については、資源循環課へ（046-873-1111 代表）  
一般廃棄物等の収集及び処理等については、環境クリーンセンターへ（046-871-7870）